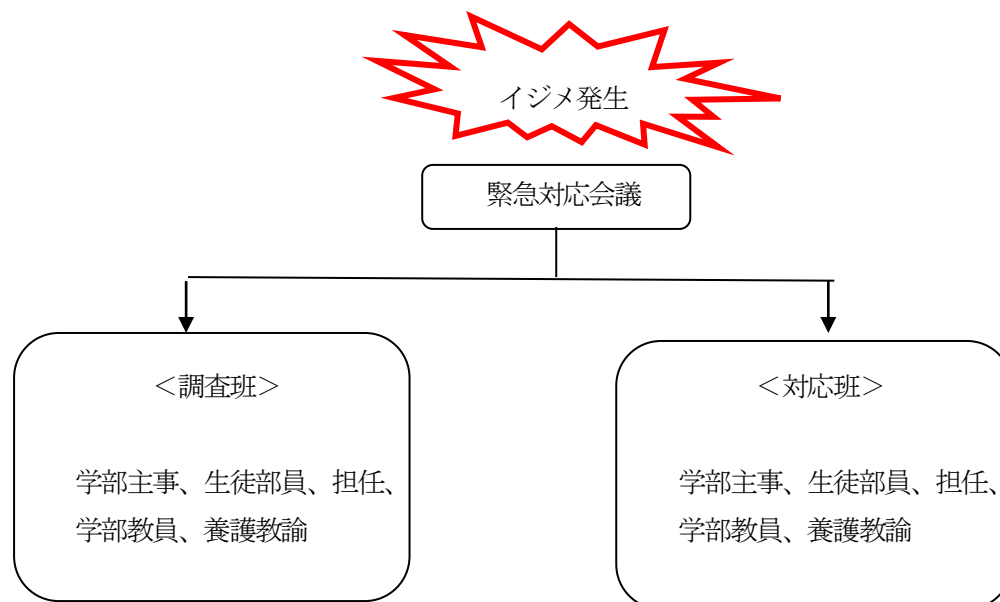
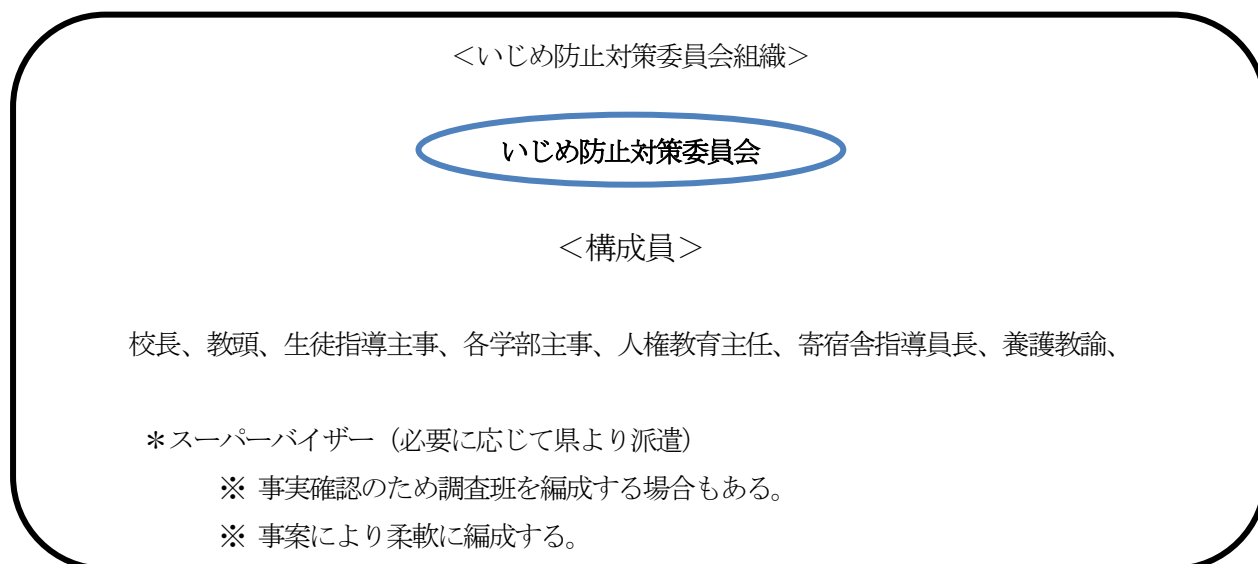


いじめ防止対策委員会の設置

- いじめ防止対策委員会は、学校長が任命した教頭、生徒指導主事、各学部主事、人権教育主任、寄宿舎指導員長、養護教諭を中心に構成され、必要に応じてスーパーバイザーなどをメンバーとして設置する。
なお、メンバーは実態等に応じて柔軟に対応するものとする。
- いじめ防止対策委員会は、いじめ対策に特化した役割を明確にしておくことが大切である。



- ※ いじめ事案の発生時は、緊急対応会議を開催し、事案に応じて調査班や対応班等を編成し対応する。
- ※ いじめ防止対策委員会での内容や事案に応じた対応については、職員会議において報告して周知徹底する。